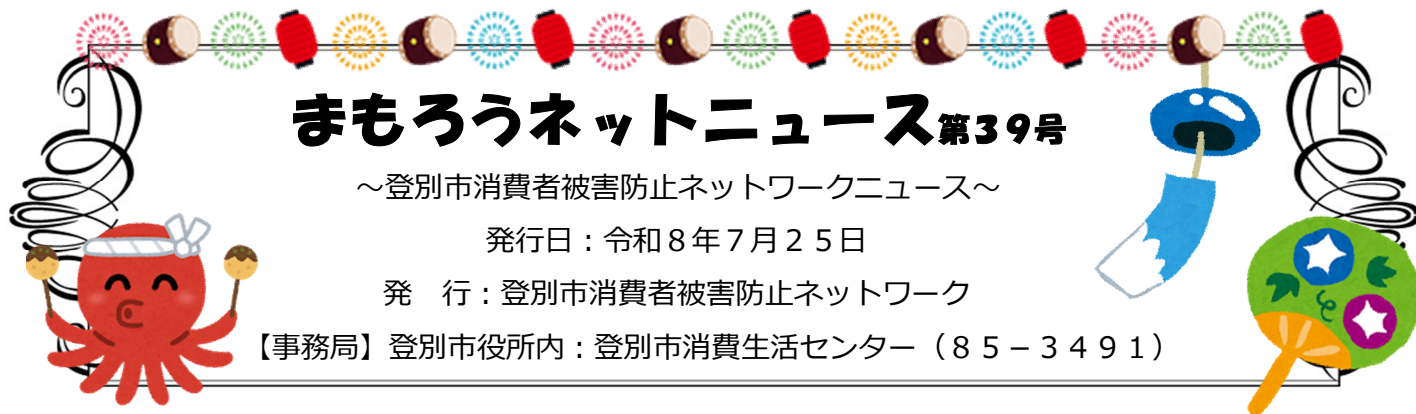




まもろうネットニュース第39号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和8年7月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（85-3491）

▼令和7年度 登別市消費生活センター相談報告

	令和7年度	（令和6年度）	増減
相談件数	266件	（235件）	31件増加

●相談の特徴

	令和7年度	（令和6年度）	増減
不審なメール、架空請求等	49件	（45件）	4件増加
教養娯楽品	25件	（15件）	10件増加
健康食品関連	23件	（24件）	1件減少
化粧品関連	30件	（17件）	13件増加

不審なメール・架空請求等に関する相談が全体の中でも多く、特に不審な電話の増加件数が目立ちました。今回は市内で発生している不審な電話についてご紹介します。

▼「市職員」をかたる不審な電話に注意！

～絶対に！教えない・渡さない・振り込まない！～

市職員をかたる人物から「保険料の還付（払い戻し）がある」と電話があり、その後、金融機関や郵便局の職員をかたる人物から「ATMで手続きが必要」「キャッシュカードの更新や通帳の切替が必要」と誘導される不審な電話に関する相談が市内で寄せられています。また、市民の方が、「詐欺」だと気づかずキャッシュカードをだまし取られ、口座から現金を引き出されてしまうなどの被害も発生しています。

- ・市職員が直接市民に電話をかけ、お金が戻ることや金融機関のキャッシュカードの暗証番号を聞いたり、通帳等の提示やATMへ行って操作を求めることは絶対にありません。
- ・少しでも不審と思われる場合は、職員証の提示を求めると共に、その場で市役所や警察相談専用電話「#9110」に相談してください。

●消費者へのアドバイス

- 知らない番号からの電話は慎重に対応しましょう。また、非通知でかかってきた電話には出ないようにしましょう。
- 相手が自分の個人情報を知っていても驚かず、簡単に信用しないようにしましょう。自分からも個人情報を絶対に伝えないでください。



対応や判断に不安・お困りの時、不審に思った場合、トラブルに遭った場合は
登別市役所内：登別市消費生活センター（☎85-3491）までお気軽にご連絡ください！

※裏面もお読みください

見守り 新鮮情報

現在**契約**している**事業者**を**名乗って**「利用している**光回線**を**新しく**する。通常は数千円かかるが今回は**無料**だ」と電話が掛かってきた。負担がないならよいと思い申し込んだ。数日後、申込書が送付されてきたが、**送付元**は契約している事業者ではなく**別会社**だった。室内工事費として約**3万円**の記載もある。工事業者から「工事日が明後日に決まった」と連絡があった。契約先や契約内容がはっきりしないので解約したい。(60歳代)

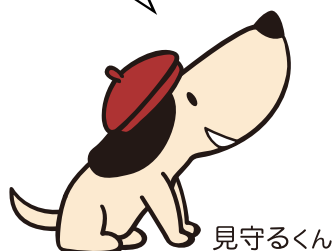


©Kurosaki Gen

光回線の 契約トラブルに注意

ひとこと助言

必要なければ断って



見守るくん

- 光回線の電話勧誘トラブルに関する相談が依然として寄せられています。勧誘された際は、必ず事業者名やサービス名を確認し、連絡先を聞いておきましょう。
- 光回線サービスの電話勧誘の場合、事業者は原則、契約前に書面を交付し、料金や提供の条件を説明する義務があります。事業者に書面の提出を求め、改めて電話で書面の説明を受けたうえで必要な契約か判断しましょう。毎月の支払額やオプションの有無、解約金などについてもよく確認しましょう。
- 必要がなかったり、説明を受けても内容が分からなかったりする場合はきっぱり断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。